

第 1 回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和 7 年 7 月 14 日（月） 13:30～15:10	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3 階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、臼井委員、杉山委員、三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	3 市 2 町担当課	三島市（事務局） 廃棄物対策課 橋本参事（課長） 廃棄物対策課ごみ処理施設整備推進室 新井主幹（室長）、新井主査 裾野市 生活環境課 井上課長、杉山係長 熱海市 環境課 高瀬課長 環境課ごみ処理広域化推進室 西村室長 環境課環境センター管理室 野口主幹 函南町 環境衛生課 飯島課長 二藤課長補佐 梅原係長（焼却場長） 長泉町 くらし環境課 杉山課長、露木副主幹	
	日本工営株式会社	庄司、池本、吉田、速水	
	会議の公開・非公開の別		
傍聴人の人数		公開	
		15 人	
議事要旨			
1. 開会			
2. 三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会会長挨拶 （三島市 鈴木副市長）3 市 2 町においては、ごみ処理施設の老朽化に伴う今後の処理体制の検討は最も重要な行政課題の一つであり、これまで検討を重ねてきた結果、広域化することで財政効果が得られるとされている。これから候補地選定について御協議いただくが、候補地が決まらないと今後の手順など先が見えない。様々な課題があるが、候補地選定を冷静な目で評価検討いただき、その後、3 市 2 町で同じ方向を向いて検討を進めていきたい。			
3. 委員紹介			
4. 委員長の選出 （事務局）事務局の提案として、委員長は政令市である静岡市、浜松市の環境影響評価審査会会長を始め、環境行政への造詣が深く、当市の廃棄物処理対策審議会の会長も務められ、本地域が置かれている状況にも御理解が深い、平井委員にお願いしたいと考えるがいかがか。 （委員）異議なし。（全委員一致により選任） （事務局）設置要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき職務代理について平井委員長から御指名いただきたい。			

(平井委員長) 他の自治体においても同種の会議に数多く参加されている柳井委員にお願いしたいと考えるがいかがか。

(柳井委員) 了承。

(平井委員長) 当財団は、脱炭素、循環経済、自然再興等の今日的な環境課題に対し、静岡県民や自治体の皆様のサポート役として活動している。本委員会のテーマであるごみ処理施設の広域化については、令和4年3月に静岡県が策定した広域化マスタープランに基づいて動いていると認識している。自身は他地域における広域化に関する委員も務めており、そのようなことも含めて経験が活かされればと感じており、委員長として議事進行を行っていきたく、よろしくお願いしたい。

5. 確認事項（事務局より）

(1) 3市2町ごみ処理広域化 これまでの検討状況

(2) 本委員会について

(事務局) 資料2及び資料3をもとに説明。

6. 協議事項

(平井委員長) 本日の協議事項は3点であり、(1)「選定基準」と(2)「公募要項」は、本日委員の皆様にご議論いただき、最終的な案としたうえで今週開催される副市長、副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」にて決定する運びとしたい。また、(3)評価項目及び評価基準は、本日は大項目のみ決定し、次回の選定委員会にて中項目、小項目の詳細について改めて協議したい。

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定基準(案)

(事務局) 資料4をもとに説明。

(柳井委員) 選定基準に示す「概ね2ha以上の土地」の要件はエネルギー回収施設を基本として広く公募するための最低の面積として理解するが、1ページに記載のバイオガス化、堆肥化施設等の場合は敷地内に収まらない場合もある。このことと公募とはどのような関係になるか。

(事務局) 面積要件はエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の最低限必要な面積として設定したもので、面積が広いほど柔軟な検討ができる。バイオガス化施設や堆肥化施設も面積が広ければ検討できるが、まずは広域でエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備することが第一目標である。より広い候補地が選定された場合は、バイオガス化施設や堆肥化施設についても整備の可能性がでてくるものと考えられ、広域に参加する市町で検討しながら進めていきたい。

(平井委員長) 個人的には、3ha程度が一般的と考えている。候補地決定後、他の付帯施設を含める場合に敷地に入らないということで候補地を選定し直すことはできない。今回検討している施設が今後長年に渡り使われた後の、将来的な建て替えの時期を想定した場合の隣接地の活用も考慮しておくことが考えられ、また、リサイクル施設などの付帯施設の併設についても一応考えておかなくて良いだろう

か。公募要件を幅広くして手を挙げて頂きやすい様に設定することは考え方としてあるが、それらについても慎重に考慮しておくべきと考え、意見を申し上げておく。

(中澤委員) 候補地選定基準に示す、「法規制地域外」として「広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な法規制地域を含まないこと」の記載はそのとおりと思うが、候補地が「3 建設候補地の選定方法」に示す「安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点」をすべて高いレベルで満たすのは難しく、最初は間口を広げることが良いと考えられる。別紙2の「6 土砂災害防止法」において、除外条件に土砂災害警戒区域が含まれているが、当該区域は、法規制されている地域ではなく、いわゆるイエローゾーンと言われる区域であって、何かあった際に人命に影響を及ぼす等の観点で規制されているのが土砂災害特別警戒区域である。細かいところは先に進んだところで細かく議論すればよいと考えられ、ここで土砂災害警戒区域まで縛ると手が上がりにくいように感じる。土砂災害特別警戒区域はレッドゾーンなので除外対象とするにしても、この段階で土砂災害警戒区域まで大項目に含めなくても良いのではないか。

(事務局) 3市2町担当課の会議でも、土砂災害特別警戒区域は外したほうがよいとの判断はまとまったが、土砂災害警戒区域については避難計画の策定等のソフト的な対策を求める区域であり、除外条件とするかの議論がまとまらず本日の資料とさせていただいた。委員の御意見を踏まえ、土砂災害警戒区域は2次評価で検討することもあり得ると感じた。

(中澤委員) 比較評価でプラス要素やマイナス要素がでてくる。トータルで見てという内容であれば2次評価で評価しても良いのではないか。

(平井委員長) 今年の5月26日から盛土規制法が施行開始しており、併せて「静岡県盛土等の規制に関する条例(盛土条例)」が「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(盛土環境条例)」になっており、今回の検討に含めなくても良いか。

(事務局) 盛土規制法の観点は2次評価で検討したいと考えている。

(平井委員長) 承知した。

(平井委員長) 委員から出された意見を踏まえて最終化に向けて検討いただきたい。

(2) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募要項(案)

(柳井委員) 応募に当たって地域支援策の有無は検討にあたって重要になるかもしれない。現時点では3ページの「6 施設建設地域への地域支援策」の表現の程度になると思うが、建設候補地決定後に協議するのか、決定に当たって協議するのかで微かな違いがあると思うがどちらになるか。

(事務局) 現段階では、建設候補地決定後に協議を行っていきたいと考えている。事前だと話は伺えても実現性のある話ではできないと考える。

(平井委員長) 2ページの「3 応募要領(1)応募資格」に合意形成に関する記載があるが、同種の事業では地元の合意形成が最優先ということはどこでも言われている。そ

のようなことも踏まえ、建設候補地決定後に合意形成を進めていくという話があったが、それで苦勞する事例を多く見てきている。最初の段階で一定程度的見通せる状況が大事であることを意見として述べておく。

(平井委員長) 4 ページの「8 その他(1)」において、「応募地全ての土地の購入を確約するものではなく」という記載があるが、最近関わった事業で、自身の土地も買ってもらえるはずじゃなかったのか、というトラブルが多く出たという事例がある。地元との合意形成の流れの中で留意いただきたい。

(柳井委員) 2 ページの「3 応募の要領(2)応募要件」において、土地所有者全員の同意を前提が得られていることを要件としているが、地権者の土地の周辺の同意も大きい。隣地のことを評価基準で調査するのかわからないのか。どのような考え方で候補地を選定するのか。この基準だけだと地権者が良ければ良いとなる。

(事務局) ごみ処理施設整備事業という性質上、周辺住民の合意は事業の成否を左右する非常に重要な項目と考えている。公募要項の段階では、あくまでも土地所有者の同意だけを求めるものであるが、評価の段階において周辺住民の方々の意向を反映していきたいと考えている。地元の合意形成の状況について、どのような評価基準により反映させていくのが今回の評価の中で最も難しいところと考えている。このあと、2 次評価の説明でも触れさせていただくが、3 市 2 町の担当課の会議でも十分なものとなっている状況ではない。十分に留意して評価基準を作成していきたい。

(柳井委員) 土地所有者に周辺の合意を求めるのか、団体に求めるのかによって複雑な手続が伴う場合もあると思うので、2 次評価以降、きちんとした考えを持って臨んでいただきたい。

(平井委員長) 合意形成が必要な自治会のエリアを定める必要がある。建設候補地が決まった段階でその地域の特性に沿った固有の対応が必要になり、土地所有者が賛成しても、問題はその周辺地域の合意形成が重要で、地域の捉え方をどうしていくかが大切なポイントと思っている。そのあたりをしっかりと議論していただきたい。

(椎田委員) 当町ではし尿処理施設、火葬場等を広域整備した経験があり、今回のようにごみ処理施設を含めたいわゆる迷惑施設は地域の合意形成が難しい案件であると認識している。自身も火葬場の整備を担当していたが、全ての方が同じように納得するような結果にはならない。地域の考えが半数をとりあうような場合などでも行政判断として決断せざるを得ない特性のある施設と捉えている。建設候補地選定委員会で候補地を評価する段階においては、地域の合意形成の状況の評価するための基準や配点をどの程度厚くするかは一つの大きな焦点であると考えている。単純に点数化して最も高得点の場所が建設候補地として選ばれたとしても、地元説明の段階で反対を受けて頓挫することもある。ある程度その部分を意識して検討していく必要があり、地域住民の合意が得られず、都度、建設候補地を選定したとしても地元に入って反対ということを繰り返すこととなり、話をまとめてい

くことが難しいものとする。9月には具体的な評価基準を決めていくことになるが、候補地が所在する自治会を対象にするのか、収集運搬ルートなど周辺の影響が及ぶところまで考えるのかなどを踏まえて意見交換を行っていくことも大事になると考えている。今後、選定基準を定めていく作業に入っていくことになるが、そのようなことも考慮して進めていただきたい。

(臼井委員) 公有地を抽出する際の事務的な手続について、公募要項には様式があるが、公有地から抽出する場合は書式が定められていない。周辺住民の合意、意向、意見は重要になり、公募要項の様式3ではそのようなことがある程度見て取れるものがある。公有地からの抽出についてもそのようなことを考慮して書類を準備することがよい。

(事務局) 公有地からの抽出についても公募した土地と横並びで検討しやすいように自治組織の意向確認の状況などの情報が得られるような同様の書式を3市2町担当課で協議して作成したい。

(加藤委員) 平井委員長にお伺いしたいことであるが、整備スケジュールは長期間に及び、その期間内を通して土地所有者や相続人に向き合っていくものと思う。近隣でも広域化で時間がかかっている事例を承知している。長期の整備スケジュールの中での取り扱いの事例など参考になるものがあれば御教示いただきたい。

(平井委員長) 自身が関わった中で最も苦労したと感じる案件は、現在建設に着手している志太広域事務組合(藤枝焼津)のごみ処理施設整備事業で、候補地決定に長年を要して着手に至った事例が有る。背景として、当時、既存施設を整備した際に次は同じ場所で建て替えを行わないという約束のもと事業を実施したため、早い段階から移転先を探して来たが、結果として候補地選定を何回も行うこととなった。そのため、公表する前に念入りに事業推進の確実性を高める作業を行ってから候補地を公表した経緯がある。地元の合意形成は神経を使うものとして考えている。

(平井委員長) 一例を申し上げたが事業推進には色々な方法が有り、事務局の考え方を否定するものではないので、委員の意見を考慮しながらまとめていってほしい。

(3) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価項目及び評価基準(案)

(柳井委員) 大項目の中で「1. 土地利用」という表現は他の項目と比較して違和感がある。例えば「1. 土地利用」と「3. 防災」を合わせて「安全安心」として「6. 経済性」と比較したほうが大項目としてのバランスは良いように感じる。また、ここで失格になるような絶対的な基準は作るのか。項目に応じて比重を変えるのはもっともだが考え方を明確にする必要がある。市町の基本構想や施設整備に対する考え方で重視する項目に重点を置いたり、なんらかの地域の考え方に沿うなど、次の議論ではわかりやすい考え方を提示いただきたい。

(事務局) 「1. 土地利用」は、「1. 土地利用の規制」とした案も検討したがいかかが。

(柳井委員) 配点に影響する可能性があると考えたものであるが、中項目、小項目で具体

的に検討するのでそれほど大きな影響はないかもしれない。ただ、用語としてわかりやすいものであることが好ましい。

(事務局)「土地利用」という表現は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」の表現を基に検討したものとなっているが、わかりにくいものは適宜修正していきたい。

(平井委員長)委員の意見を踏まえ、事務局にて検討いただきたい。

(中澤委員)防災の小項目で液状化想定、浸水想定レベルなどが挙げられているが、施設の場所として考えるとピンポイントでの検討になるが、候補地が決まったら運搬ルートも含めて評価してはどうか。また、「6.経済性」で候補地によって造成費用は当然異なるが、近年、建設発生土の処分が大きな課題となっている。例えば、加点項目で建設廃棄物の抑制などがあっても良いと感じる。

(事務局)御指摘の1点目について、評価を行う中で候補地のみでなく候補地へのアクセスルートも含めて考えていきたい。2点目の建設発生土の処分費の高騰については近年大きな課題になっていると承知しており、御意見を踏まえて加点項目で評価するか、又は「6-1-1 用地取得費、造成費」の中で検討していきたい。

(平井委員長)本事業は静岡県環境影響評価条例の対象事業となり、様々な環境項目について細かい検討を行っていくことになる。そのようなことを念頭に考えた際に、環境影響評価で取り扱う「2.自然環境の保全」と「4.生活環境の保全」の間に「3.防災」が入っている。また、「4.生活環境の保全」では「騒音、振動」と「車両影響」のみが取り上げられているが、ごみ処理施設の環境影響評価では典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)は取り扱うことになる。住民の大きな関心は、国では対策が進み排出量が大幅に削減されたと位置付けているとはいえ、現在もダイオキシン類である。生活環境の保全として候補地を決めるときの話としては騒音、振動で近くに学校などがあると好ましくないというのはわかるが、それだけで良いのかも踏まえて、迷惑施設としての要素が住民の皆様からすると大きいので環境アセスとの関係を踏まえて大項目、中項目を絞り込んでいただきたい。

(事務局)事業の計画段階で環境影響評価を行っていくことを理解してはいたが、御指摘をお聞きし、事業が与える生活環境面の影響が「4.生活環境の保全」に示す「騒音、振動」と「車両影響」だけのように読める資料となっていることに課題があると感じた。本日の資料作成までの間には、「大気質」、「悪臭」などのごみ処理施設の環境影響に特有な項目を検討に含めることも検討した。ただ、これらの項目は、風向や周辺の住居地域の配置なども考慮した少し広い範囲の評価が必要な内容を含むため、環境影響評価段階で詳細な検討を行うことが良いと考えたものである。建設候補地の選定段階では、まずは建設候補地周辺を中心に検討していくこと、また、評価項目を多くしすぎると重視する項目の比重が全体の中で高くできないことなどを考慮して現在の項目で検討しているところである。記載した項目以外にも事業者としては考えていることが表現できる資料となるようにしていきたい。

(柳井委員) 先ほどの「1. 土地利用」について、資料の記載では土地利用への配点の根拠を示すのが難しいように感じたものである。各市町の施設整備に対する考え方、例えば施設整備基本構想などに沿った項目に分類した方が比重付けしやすいのではないかと感じ、各市町の考え方をもとにわかりやすい項目に分類したほうが良い。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」が悪いとは言わないが、点数配分まで見据えて検討いただきたい。

(平井委員長) 委員の意見を踏まえて議論、調整いただきたい。

7. その他

(事務局) 今後の進め方として、本日いただいた御助言をもとに必要な修正を加えて選定基準及び公募要項については委員の皆様へメールで送付させていただく。委員の皆様へ御確認いただいたのち、7月18日（金）に開催する検討協議会において決議を行い、その後、選定基準と公募要項の公表及び公募開始と手続を進める。公募期間は10月下旬までの約3か月を想定しており、その間に資料6に示した評価項目及び評価基準を検討いただくための選定委員会を9月4日（木）13時30分から同じ場所で開催する予定であり、改めて御参集のほどをお願いしたい。

8. 閉会

以 上